

# 「教師用解説書」 特定商取引法改正に伴う訂正のお願い

- 特定商取引法（施行令、施行規則）が改正され、平成 29 年 12 月 1 日から施行されました。この改正で、特定継続的役務提供への美容医療契約が追加されました。
- 医療脱毛等の継続的な施術のうち、期間が 1 か月超かつ支払金額が 5 万円超の契約が対象となります。
- これに伴い、「教師用解説書」 9 ページ、11 ページ、18 ページの一部の訂正をお願いいたします。
- 改定箇所は、（新）の下線部分になります。

## 9ページ

（旧）（右側）英会話を習う 下から2行目  
…6業種(エステティック、語学教室、…)



（新）（右側）英会話を習う 下から2行目  
…7業種(エステティック、美容医療、語学教室、…)

## 11ページ

（旧）（左側）説明文 上から7行目  
● 本来守らなければ…6業種に関しては、



（新）（左側）説明文 上から7行目  
● 本来守らなければ…7業種に関しては、

## 18ページ

### 3) P.3、P.5 英会話を習う(継続的なサービスの契約)

（旧） 第1パラグラフ 上から6行目  
…現在では下表の6種類のサービス…



（新） 第1パラグラフ 上から6行目  
…現在では下表の7種類のサービス…

（旧） 第2パラグラフ 上から4行目  
…中途解約\*することが出来ます(表)。



（新） 第2パラグラフ 上から4行目  
…中途解約\*1することが出来ます(表)。

（旧）	サービスの種類
	エステティック
	語学教室、家庭教師
	学習塾、パソコン教室
	結婚相手紹介サービス



（新）	サービスの種類
	エステティック、 <u>美容医療* 2</u>
	語学教室、家庭教師
	学習塾、パソコン教室
	結婚相手紹介サービス

（旧） \* エステティックの中途解約…



（新） \* 1エステティックの中途解約…

（旧） \* 語学教室の中途解約…



（新） \* 1語学教室の中途解約…

新たに以下を追記

\* 2 平成 29 年 12 月 1 日から特定の美容医療が追加されました(例えば医療脱毛など)。